

公益財団法人沖縄県スポーツ協会 スポーツ医・科学委員会規則

(設置)

第1条 この規則は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）専門委員会規程第2条に基づき、スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項に関して定める。

(目的)

第2条 この委員会は、スポーツの医・科学的な調査研究を行い、スポーツ競技者の健康管理やトレーニング方法の改善等を図り、本県スポーツの振興及び競技水準の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、次の事業を行う。

- (1) スポーツの振興についての医・科学的調査研究に関すること
- (2) 競技力向上についての医・科学的調査研究に関すること
- (3) 競技者の健康管理及び相談に関すること
- (4) 医・科学に関する研修会・講習会等の開催及び派遣に関すること
- (5) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員15名以内をもって組織し、本会理事長が委嘱する。

- | | |
|---|------|
| (1) 本会理事 | 2名以内 |
| (2) 日本スポーツ協会公認スポーツドクター・日本スポーツ協会公認スポーツデンティストまたは医師・歯科医師 | 3名以内 |
| (3) 日本スポーツ協会公認スポーツ栄養士または栄養士 | 2名以内 |
| (4) 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーまたは医療従事者（国家資格保持者） | 2名以内 |
| (5) 日本アンチ・ドーピング機構公認スポーツファーマシストまたは薬剤師 | 2名以内 |
| (6) 学識経験者 | 4名以内 |

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長・・・1名
- (2) 副委員長・・・1名

(役員職務)

第6条 委員長は、本会副会長及び専務理事の中から本会理事長が指名し、副委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。

(任期及び制限年齢)

第7条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員の解任については、定款第30条に準ずる。
- 3 委員は、就任時に70歳未満でなければならない。ただし、学識経験者理事についてはその限りではない。

(委員会)

第8条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本会理事長、副会長及び専務理事は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。委員会に出席できない委員は、

その所属する団体の役職員に代理出席させることができる。代理出席させることができない場合は、他の委員を代理人と定めて委任状を提出することができる。代理出席者及び委任状を提出した委員は出席したものとみなす。

- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 議決すべき事項について、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、すべて部会員となる。
- 3 各部会の部会長には、委員会の委員をもって充てる。
- 4 部会の重要決定事項は、委員会の承認を得なければならない。
- 5 部会の運営に関することについては、別に定めることができる。
- 6 委員会及び部会には会議録を作成し、委員長及び部会長捺印の上、これを保存する。

(委託)

第10条 委員会は調査研究を進めるため、関係機関及び専門職員等に調査研究を委託することができる。

(事務)

第11条 委員会及び部会の事務処理は、本会事務局で行う。

附則

- 1 この規則は、平成 5年 6月 22日から施行する。
- 2 この規則は、平成 11年 4月 1日から施行する。
- 3 この規則は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 4 この規則は、平成 26年 5月 22日から施行する。
- 5 この規則は、平成 29年 4月 1日から施行する。
- 6 この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 7 この規則は、令和 4年 5月 17日から施行する。
- 8 この規則は、令和 8年 1月 13日から施行する。